

## AM&T CHINA LEGAL UPDATE

### CONTENTS

#### I Lawyer's Eye

～中国の環境公益訴訟～ 中国弁護士 胡 絢静

#### II 中国法令アップデート

- 国家外貨管理局によるサービス貿易外貨管理法規の配布に関する通知
- 国家税務総局、国家外貨管理局によるサービス貿易等の項目の対外受払の税務届出の関係問題に関する公告
- 外国人入国出国管理条例(国务院)
- 新食品原料安全性審査管理弁法(国家衛生・計画生育委員会)
- 電信及びインターネットユーザー個人情報保護規定(工業・情報化部)
- 保険会社董事、監事及び高級管理職就任資格管理規定(改正意見募集稿)(中国保険監督管理委員会)
- 環境保護法(改正第二次意見募集稿)(全国人民代表大会常務委員会)

#### III 中国万感

～中国の最高額紙幣が100元から大きくなる理由～ 中国・台湾弁護士 許 明義

◆上海・シンガポール・名古屋オフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、上海、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆東京オフィス移転のお知らせ◆

当事務所は、業務と弁護士数の拡大に伴い東京オフィスを移転することとし、2013年7月17日(水)より下記の新オフィスでの業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。

新住所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号

赤坂Kタワー

(電話・ファクス番号およびメールアドレスには変更ございません。)

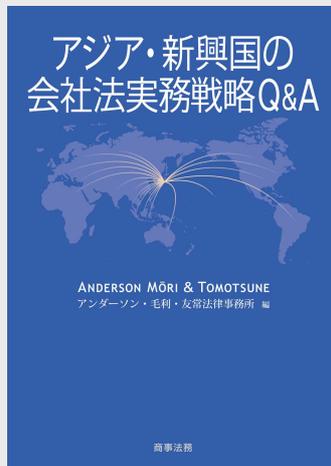
アクセス等については[こちら](#)をご覧ください。

[http://www.amt-law.com/office3\\_a.html](http://www.amt-law.com/office3_a.html)

依頼者の皆様のご期待にお応えすべく、所員一同より一層努力する所存でございますので、今後とも倍旧のご厚誼、ご鞭撻をお願い申し上げます。

当事務所の弁護士が分担して執筆した「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)が書店で発売されております。中国、台湾を初め、アジア・新興国の13の国及び地域の会社法制を紹介しており、アジア・新興国戦略を推進する日本企業にとり必携の書と言えます。中国部分(メインランド)の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、若林耕弁護士、アソシエイトの石黒昭吉弁護士、矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士が、台湾部分の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、アソシエイトの矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士、台湾弁護士の呉暁青弁護士がそれぞれ担当しています。

「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)



## I Lawyer's Eye

### ～中国の環境公益訴訟～



中国 胡 絢靜

中国における環境公益訴訟とは、法令上明確な定義は見当たらないが、政府主管部門や関連組織が、環境破壊という社会公益への侵害を理由として、違法な行為の差止め、環境損害の回復等を求める訴訟のことを指している場合が多い。環境公益訴訟の根拠法としては、直近の改正民事訴訟法(2013年1月1日施行)第55条が該当する。この規定によると、環境汚染や、多数の消費者の合法的な権益を侵害した等の社会公共利益に損害を与えた行為について、法律が定めた機関及び関連組織は、人民法院に対し提訴することができる、と規定しており、環境公益訴訟を同条の定める公益訴訟の一つと位置づけている。しかし、実際には、改正民事訴訟法が施行される以前から、中央政府は様々な場で環境公益訴訟を唱道していた<sup>1</sup>。また、最高人民法院の出した文書にも環境公益訴訟を受理するよう指示したものがあり<sup>2</sup>、各地において人民法院が環境公益訴訟を受理し、判決に至っている例も少なからず存在している。例えば、2003年11月の四川省閬中市人民法院が審理した群発骨粉工場による環境侵害案件<sup>3</sup>、2009年9月の無錫中級人民法院が審理した江陰港コンテナ有限公司による粉塵汚染案件<sup>4</sup>である。

こうした環境公益訴訟が必要とされた理由は、環境汚染により直接に損害を受けた当事者が不十分な経済力や立証の困難等により十分な提訴能力を有しない場合が少なくないことや、行政機関が環境汚染に対して十分な取り締まりを行わない場合に民事訴訟による救済が必要であることなどが考えられる。特に、中国の場合は、周知の通り、地方政府が高い経済成長率を追求するあまり、違法な許認可や監督義務の不履行に起因する環境破壊が頻発している。そのため、民事訴訟法が環境公益訴訟を明文化させたことは大きく評価された。もっとも、当該規定は原則的な内容にとどまっており、例えば原告適格を有する者については、「法律が定めた機関及び関連組織」とされているなど、今後個別法における具体化を必要とする部分も少なくない<sup>5</sup>。

上述のように、既に環境公益訴訟の実例は存在しているが、現段階の環境公益訴訟の運用には、以下の問題点があるとされている。

(1) 全体的に環境公益にかかわる案件が人民法院に立案される確率はまだ低いようである。立案されるかどうかは原告の性質とも関係しており、民間公益組織が提訴当事者である場合と比べて、人民検察院<sup>6</sup>や環境保護行政主管部門、政府系のNGO組織が提訴当事者である場合には立案されやすいとされている。それは、後者の場合、政府部門と人民法院が事前に話し合いをし、

<sup>1</sup> 例えば、2005年12月の「科学的発展観を着実にし、環境保護を強化することに関する國務院決定」において、「社会監督メカニズムの整備」の一環として「社会団体にその機能を発揮させ、各種環境違法行為の告発と摘発を奨励し、環境公益訴訟を推し進める」と規定されている。

<sup>2</sup> 「経済発展方式の転換を早め、司法保障とサービスを提供することに関する若干意見」(法発〔2010〕18号)において、「環境保護行政部門が国を代表して環境汚染損害賠償訴訟事件を受理するよう」と指示している。

<sup>3</sup> <http://www.jcrb.com/n1/jcrb301/ca177638.htm>

<sup>4</sup> <http://ahlawyers.fyfc.cn/b/191724>

<sup>5</sup> 本ニュースレター「中国法令アップデート」で紹介している「環境保護法(改正第二次意見募集稿)」では、環境公益訴訟の原告を中華環境保護連合会と明示しており、今後の立法の動きが注目される。

<sup>6</sup> 憲法は検察院に法律監督の権限を付与しているため、検察院は訴訟を提起する権限を有する。

審理してよいケースと決められた場合が多いからと思われる。例えば、報道によれば、雲南省では、それまで立案を獲得したのは、すべて人民検察院と半官半民の環境保護組織が提訴したものだ。また、雲南省クロム汚染事件<sup>7</sup>について、「草の根」の民間 NGO が提訴した案件が立案されたことで大きな反響を及んだと報道されていることも、立案の難しさを裏付けている。裁判所の内部文書で、立案の可否は上級の人民法院に意見に従うようとしているところもある<sup>8</sup>。

(2)立案から審理にいたるまでのプロセスにおいて、政府の介入が伺われることもまれではない。例えば、鑑定評価や証拠集めの過程で、環境保護部門の協力が不可欠であるが、環境汚染の背後には、環境執行部門の不作為やずさんな取締りが潜んでいるケースが少なくないゆえに、協力してもらえない恐れがある。さらに、被告企業が地元経済の有力な担い手であり、地方税の重要な源泉である場合には、地方政府からの圧力がかかる場合もあり、人民法院は、損害に応じた高額な賠償を企業に負わせ、その結果、企業の倒産を招来することは避けようとすることが多い。その結果、原告が勝訴しても、損害に対する賠償額の割合は低額になりがちである。

(3)環境公益訴訟案件のほとんどが和解で結審している。和解は判決と同じ効果があり、効率もよいといったメリットもあるが、和解の場合は、訴訟請求額と比べ、認められる金額はきわめて小さくなる場合が多い。環境公益訴訟はまだ試験的段階にあり、裁判官も人民法院も経験が不足している中、判決において誤りが生じることを回避しようとして、和解が選択されることもあるようである。

以上

---

<sup>7</sup> 民間 NGO 組織の北京市朝陽区自然の友環境研究所、重慶市緑色ボランティア連合会及び曲靖市環境保護局(裁判所の指導で共同原告として追加)が、雲南省陸良化工実業有限会社及び雲南省陸良和平科技有限会社を相手にとって提訴した案件が、2011年10月19日付けで曲靖市中級人民法院に立案され、現在審理中である。当該案件は「草の根」民間 NGO が初めて環境公益訴訟の原告適格が認められた案件であると言われている。

<sup>8</sup> 「雲南省環境保護審判法廷建設及び環境保護案件審理に関する裁判所座談会紀要」第3条

## Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

### 最新中国法令の解説

#### <外貨管理(サービス貿易)>

##### 国家外貨管理局によるサービス貿易外貨管理法規の配布に関する通知

[ポイント] 本通知は、「サービス貿易外貨管理ガイドライン」、「サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則」の制定及びこれに伴う49件の法令の廃止を通知するものである。同実施細則では、5万米ドル以下のサービス貿易の対価の中国国外送金に際しては、銀行による取引書類の審査が原則として不要とされた。また、同実施細則では、5万米ドル超の対価の送金に際して必要とされる銀行提出書類が列挙されている。これまで、サービス貿易の対外送金に際する必要書類は「貿易外取引に関する外貨の売渡し、対外支払及び国内居住者個人の外貨収支管理運用規程」などによって定められてきたが、同規程は、本通知の施行により廃止される49件の法令リストに含まれており、本通知が実務に与える影響は少なくないものと思われる。現地法人では、本ガイドライン及び実施細則に照らし、各種の送金に必要な書類を再確認する必要があるものと思われる。(2013年7月18日公布、同年9月1日施行)(匯發[2013]30号)

[原文] [国家外汇管理局关于印发服务贸易外汇管理法规的通知](#)

[添付1] [服务贸易外汇管理指引](#)

[添付2] [服务贸易外汇管理指引实施细则](#)

[添付3] [废止文件目录](#)

##### 国家税務総局、国家外貨管理局によるサービス貿易等の項目の対外受払の税務届出の関係問題に関する公告

[ポイント] 本公告は、ノウハウ・特許のライセンス、商業サービス、利益配当など一部のサービス貿易の対価(5万米ドル相当額超)の中国国内機構から国外への送金に際し、所在地の国税局に対して税務届出を事前に行うことを義務づけたものである。従来、3万米ドル超のサービス貿易の対外送金に際しては、「サービス貿易等項目の対外支払における税務証明提出に関する関連問題の通知」(2008年12月15日付け法令調査報告書ご参照)などにより原則として税務証明の提出が求められてきたが、上記通知を含め、8件の法令が本公告の施行と同時に廃止され、税務証明も廃止される。

(2013年7月9日公布、同年9月1日施行)(国家税務総局国家外貨管理局公告2013年第40号)

[原文] [国家税务总局国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告](#)

[添付1] [服务贸易等项目对外支付税务备案表](#)

[添付2] [服务贸易等项目对外支付税务备案情况年度统计表](#)

#### <出入国管理>

##### 外国人入国出国管理条例(國務院)

[ポイント] 本年7月1日から施行されている新しい出入国管理法の下で外国人の出入国につき具体的な取扱いを定める条例である。これまでの「中華人民共和国外国人入国出国管理法実施

細則」からの大きな相違点として、ビザの種類が 8 種類から 12 種類に増加した点が挙げられる。具体的には、従前の F ビザ(訪問)と L ビザ(観光)が細分化されるとともに、駐在員の家族の取扱いが変更されている。すなわち、(1)F ビザに含まれていた商用活動が M ビザ、(2)観光ビザ(L)に含まれていた親族訪問は Q ビザ、(3)Z ビザや F ビザの対象となっていた駐在員の帯同家族については新たに S ビザの対象とされるに至った。また、駐在員にとっては本条例施行後に行われる居留許可の延長の際には本人が公安部門へ出頭し指紋採取に応じる必要があるとされている点にも留意が必要である。なお、現時点では駐日本中国大使館のウェブサイト等で新たなビザに関する情報は公表されていない。

(2013 年 7 月 12 日公布、同年 9 月 1 日施行)(中華人民共和国国务院令第 637 号)

[原文] [中华人民共和国外国人入境出境管理条例](#)

### <食品安全>

#### 新食品原料安全性審査管理弁法(国家衛生・計画生育委員会)

[ポイント] 中国において伝統的に食用とする習慣がなかった物(「新食品原料」)の生産、販売に先立ち取るべき手続を定める弁法である。同様の食品を管理する「新資源食品管理弁法」を廃止するもので、同弁法の実質的な改正にあたる。これまでは例えばサボテン、アロエ、アシドフィルス菌(乳酸菌の一種)、ビフィズス菌等が同弁法によって認定されてきた。大きな改正点としては(1)審査期間が申請の受理から 60 日以内と明文で規定されたこと、(2)審査に当たり食品について公衆からの意見聴取の手続を経ることが新しく規定されたこと、(3)現場での審査が義務づけられたことが挙げられる。なお、遺伝子組換え食品、保健食品、新たな食品添加物についてはそれぞれ別の法令で管理がなされており、本弁法の適用を受けない。

(2013 年 5 月 31 日公布、同年 10 月 1 日施行)(国家衛生・計画生育委員会令第 1 号)

[原文] [新资源食品管理办法](#)

### <情報>

#### 電信及びインターネットユーザー個人情報保護規定(工業・情報化部)

[ポイント] 昨年末に公表された全人代常務委員会による「インターネット情報保護の強化に関する決定」を具体化する規定である。意見募集稿は本ニュースレター 5 月 2 日号でも紹介している。意見募集稿からの主要な変更点としては、(1)ユーザーがサービスの利用をやめた場合に個人情報の収集・使用をやめること、及びアカウントの削除に応じることを義務づけたこと、(2)規定に違反した場合の制裁として、警告や過料に加え、公表措置も取りうることが挙げられる。後者は過料の額が比較的低い(1 万人民元以上 3 万人民元以下。これは行政処罰法による上限である。)ことを踏まえ、取り締まりの実効性を高めるため今回規定されたものとされている。

(2013 年 7 月 16 日公布、同年 9 月 1 日施行)(工業・情報化部令第 24 号)

[原文] [电信和互联网用户个人信息保护规定](#)

### <保険会社>

#### 保険会社董事、監事及び高級管理職就任資格管理規定(改正意見募集稿)(中国保険監督管理委員会)

[ポイント] 本規定(改正意見募集稿)は、「保険法」に基づき、保険会社の董事、監事及び高級管理職の就任資格や就任手続について定めたものであり、現行規定の改正法である。保険会社の董事、監事、高級管理職の就任資格の審査確認申請の際に、保険業監督管理委員会に対して申請書類を提出する必要があるが、本改正では、新たに反マネーロンダリングに関する書類が追加されるなどの変更が行われている。

(意見募集期間:2013 年 7 月 9 日～同年 8 月 12 日)

[原文] [关于修改《保险公司董事、监事和高级管理人员任职资格管理规定》的决定\(征求意见稿\)](#)

**<環境>****環境保護法(改正第二次意見募集稿)(全国人民代表大会常務委員会)**

[ポイント] 本法(第二次意見募集稿)は、環境保護に関する法令の基本法である現行の「環境保護法」の改正法である。本法の改正については 2012 年 8 月にも改正案が公表されており(2012 年 9 月 18 日付けニュースレターご参照)、本法これを踏まえたものとなっている。新たな改正点としては、環境情報共有システムの整備や、環境公益訴訟(環境公益訴訟については、本号の Lawyer's Eye「中国の環境公益訴訟」もご覧ください。)の主体が中華環境保護連合会に確定されている点が挙げられる。

(意見募集期間:2013 年 7 月 17 日～同年 8 月 18 日)

[原文] 中华人民共和国环境保护法修正案(草案)(二次审议稿)



## 中国万感



### 【中国の最高額紙幣が 100 元から大きくなる理由】

中国・台湾弁護士 許 明義

現在、中国で最も高額な紙幣は 100 元(約 1600 円)札である。この 100 元札は 1988 年に登場したが、当時に比べて中国人の一人当たりの平均 GDP は 30 倍近く上昇したにもかかわらず、今でも最高額紙幣のままである。

他の主要国で発行されている紙幣の最高額面と比較した場合、確かに中国の最高紙幣が 100 元というのは低いといえる。たとえば、米国ドル紙幣の最高額面は 100 ドルであるが、これは中国の 620 元に相当する。また、日本円紙幣の最高額面の 1 万円も米国の 100 ドルとほぼ同じだ。

最高紙幣が低く設定されていると確かに不便である。たとえば、中国では多額の現金を入れるために大きめの財布を持ち歩く必要があるし、家や高級車を購入するに際してはスーツケースに現金を詰め込んで運ぶこととなり、その光景は奇妙である。

人民銀行は、最高紙幣の額面を引き上げたがらない理由について、インフレを招く恐れがあるからであると公式にコメントしている。この背景には中国国内の貧富の差が深刻化するにつれて物価上昇に苦しむ人がより多くなるということがその念頭にあるのではないと思われる。

また、賄賂や地下経済等に絡む裏金づくりといった非合法活動も紙幣の額面の引き上げにより助長される可能性があるといえる。

さらに、中国では偽札がまだ頻繁に用いられていることも、庶民が日常取引において額面の大きい紙幣を用いることに抵抗を生じさせているかもしれない。

これらに鑑みると、最高額紙幣の維持もやむをえないところがあるようである。中国で生活する方々は恐らくなお暫くの間、我慢して大きめの財布を持ち歩かなければならないであろう。

## TOPICS

2013年7月22日

当事務所が、Acquisition International 2013 M&A Awardsにおいて Overall Law Firm of of the Year-Japan に選ばれました。

更なる詳細は[こちら](#)からご覧頂けます。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然
許 明義	
呉 暁青	

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051  
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号  
赤坂Kタワー  
Tel: 03-6888-1000 (代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>



### 安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号  
北京發展大廈 809 室  
郵編 100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law2.com](mailto:beijing@amt-law2.com)  
URL: <http://www.amt-law.cn>